

自動車騒音規制強化の手続きの概要

(1) 騒音規制法 (抜粋)

(許容限度)

第16条 環境庁長官は、自動車が一定の条件で運行する場合に発生する自動車騒音の大きさの許容限度を定めなければならない。

2 自動車騒音の防止を図るため、運輸大臣は、道路運送車両法に基づく命令で、自動車騒音に係る規制に関し必要な事項を定める場合には、前項の許容限度が確保されるように考慮しなければならない。

(2) 手続きの流れ



